

3 魅力あるまちなみの創造



朝霞市の魅力である水と緑、歴史を活かし個性豊かで美しい、ゆとりのある環境にやさしいまちをめざします。

3-1 個性あるまちなみ

(1) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柊塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

① 史跡の保護・保全

・県指定史跡「柊塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柊塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柊塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。また、ボランティアにより敷地内に「万葉の花壇」が作られています。

・市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

・市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地の除草・松の剪定などの管理を行っています。

・市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として毎分約800ℓの井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

・重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。主屋を利用した体験学習などを実施し活用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用には、ボランティアにご協力いただいています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験学習は実施できませんでしたが、事業記録写真展等の代替事業を実施し、8,855人が来園しました。

・一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和2年度には3団体に補助金を交付しました。

・埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料

の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和2年度は、71件の確認調査、12件の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び資料の公開・展示を行っています。

(2) 都市の緑化（公共施設、住宅地・民間施設の緑化）

① 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。

令和2年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化*設置施設	面積	屋上緑化*設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00m ²	中央公民館	65.00m ²
朝霞市斎場	30.00m ²	朝霞第一中学校	544.52m ²
産業文化センター	25.00m ²	朝霞第四小学校	1,232.55m ²
溝沼複合施設	235.87m ²	朝霞第五小学校	485.80m ²
宮戸保育園	80.00m ²	朝霞第七小学校	100.00m ²
仲町保育園	120.00m ²	根岸台市民センター	77.60m ²
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00m ²	膝折市民センター	185.00m ²
		溝沼学校給食センター	95.90m ²

壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積	壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00m ²	中央公民館	153.60m ²
内間木支所	12.00m ²	東朝霞公民館	80.00m ²
浜崎保育園	1.00m ²	西朝霞公民館	59.40m ²
東朝霞保育園	6.00m ²	南朝霞公民館	40.30m ²
溝沼保育園	4.64m ²	北朝霞公民館	10.24m ²
栄町保育園	6.00m ²	内間木公民館	46.60m ²
泉州保育園	1.00m ²	朝霞第四小学校	506.28m ²
さくら保育園	12.00m ²	朝霞第五小学校	386.48m ²
きたはら児童館	3.78m ²	朝霞第八小学校	109.00m ²
保健センター	16.00m ²	総合体育館	改修工事のため 未実施
武道館	30.00m ²		

② 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、本市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等（平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加）は良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設壆を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成18年度より実施し、令和2年度までに59件の補助を行いました。

(3) 公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備

① 拠点公園の整備、身近な公園の整備

市では、良好な生活環境の向上を図るために、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和2年度は、都市公園及び児童遊園地の施設29件の整備・改修工事を実施しました。

西久保公園



代官水特別緑地保全地区



宮戸特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



② 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

3-2 まちなみの美しさとゆとり

(1) オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけではなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

なお、令和2年度は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出が25件ありました。

(2) 環境美化の推進（ポイ捨て・ペットマナーの向上）

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和2年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン	7月8日（水） 雨天のため中止	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫煙地区の清掃活動を実施予定であったがコロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
	コロナウイルス感染拡大防止のため中止	北朝霞・朝霞台駅周辺	

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加



【環境美化推進員数】

年 度	人 数
令和2年度	10人
令和元年度	10人
平成30年度	11人



② 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績（令和2年度）】

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近	352	158	194	
朝霞台・北朝霞駅付近	1,899	1,474	425	
合計	2,251	1,632	619	
年間パトロール日数	95日			

このマークのあるところ
は、路上喫煙禁止です！！

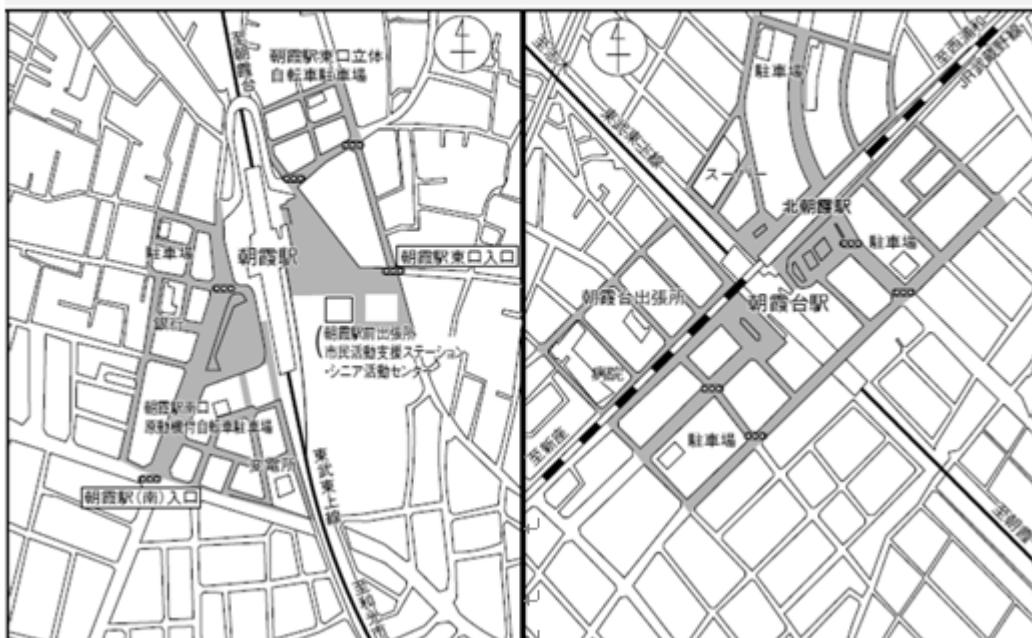


路上喫煙禁止地区

● 色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします！

③ ペットマナーの向上

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

令和2年度、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施、市内動物愛護団体にもご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/21～26

【I go.(愛護)共生社会へ～令和2年度動物愛護パネル展～】

開催日：令和2年9月21日（土）～26日（木）

場 所：朝霞市立図書館



△動物愛護パネル展の様子



△ペット用防災備蓄品の一例

○協力市内動物愛護団体

「NPO 法人にやいるどはーと」

「そらとゆめ」

「動物との共生社会を目指す会 Vest」

「もめんいと」

【令和2年度動物愛護講演会及びその他講演会】

コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止

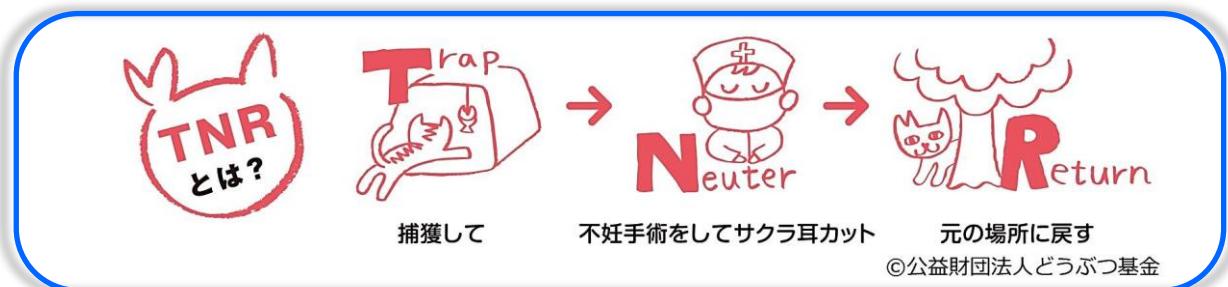


知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（**TNR活動**）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。



次ページへ続く⇒

不妊・去勢手術をすると、猫による被害の防止及び抑制し、 地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ・自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ・スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ・発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット（通称サクラ耳）が
不妊・去勢手術済みの目印！



猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ちの良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

犬猫の飼い方相談や猫に関する相談は、
埼玉県動物指導センターにご連絡ください。
問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484



犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられております。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。なお、市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



なお、犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

狂犬病予防注射と注射済票

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和2年度	425	4,312	2,613	60.6%
令和元年度	301	4,252	2,647	62.2%
平成30年度	252	4,155	2,676	64.4%

駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に何千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いを実施しています。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、魔匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ



(3) 放置自転車対策の推進

① 放置自転車等の対策

本市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種別	年度	朝霞駅南口		朝霞駅東口		北朝霞駅		朝霞台駅		合計	
		自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク
回数	R2	7		6		10		5		28	
	R元	10		6		10		7		33	
	H30	8		8		10		8		34	
台数	R2	58	0	33	1	34	0	30	0	155	1
	R元	130	0	55	2	80	0	101	1	366	3
	H30	193	2	64	4	81	0	72	0	410	6

② 自転車駐車場整備

本市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

朝霞市自転車駐車場一覧（令和3年3月末現在）

有料自転車駐車場			収容台数		
北朝霞駅・朝霞台駅	北朝霞駅東口地下自転車駐車場		定期利用 2,780		
			一時利用 666		
	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場		定期利用 280		
	朝霞台駅南口地下自転車駐車場※		定期利用 2,146		
	朝霞台駅南口第一自転車駐車場		一時利用 455		
朝霞駅	朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場		定期利用 79		
	朝霞駅東口立体自転車駐車場		定期利用 756		
			一時利用 112		
	朝霞駅東口地下自転車駐車場		定期利用 692		
			一時利用 156		
	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場		定期利用 77		
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場		定期利用 191		
			一時利用 50		
朝霞駅南口地下自転車駐車場			定期利用 3,586		
			一時利用 696		

※現在は、定期利用のみ

(4) 不法投棄の防止

市では、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。また、監視パトロールの実施や近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

令和2年度の不法投棄物の通報は487件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和2年度	160	4	25	0	28	14	6
令和元年度	194	0	43	3	31	28	14
平成30年度	195	2	78	4	61	17	11

① 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場のようになってしまうことがあります。

市では、不法投棄を未然に防ぐことはもちろん、不法投棄物の早期発見に努めるために、職員による巡回パトロールを実施しています。また、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和2年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

② 荒川クリーン協議会

荒川右岸河川敷内における不法投棄対策については、河川管理者のみの課題ではなく、広域的な取り組みが必要とされます。そこで、平成8年10月に国・県・関係市により「朝霞市・志木市・和光市地区荒川クリーン協議会」を設立しました。

【不法投棄物一斉撤去作業結果】

(朝霞市内撤去数)

	生活ごみ・産廃ごみ(kg)					家電4品目(台)					廃車両 (台)
	可燃物	不燃物	粗大 ごみ	産廃ご み	合計	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エア コン	合計	
令和2年度 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	60	160	0	0	220	0	0	0	0	0	0

※1 令和元年度は、台風19号の影響により、清掃箇所が浸水しているため中止

※2 令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) 景観計画の策定

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、朝霞市景観計画を定め、平成28年4月に施行しました。

令和2年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により188件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

3-3 環境に配慮した交通手段

(1) 歩行者空間の確保

市では、歩行者の安全を確保するため、主要道路（市道）の歩車道分離等の整備を進めるほか、遊歩道の路面清掃や定期除草を実施しています。

【歩道整備状況】

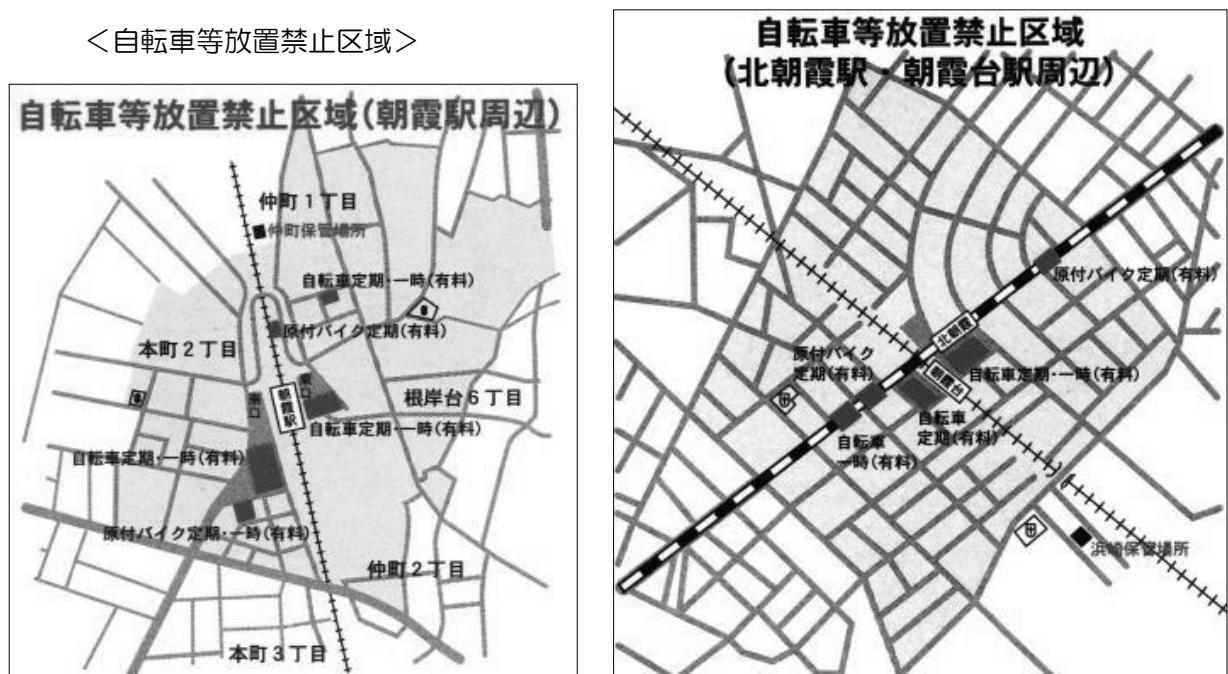
年度	歩道整備延長
令和 2 年度	96.2m
令和 元 年度	192.0m
平成 30 年度	63.8m

(2) 自転車利用環境の整備

① 放置自転車対策の推進

自転車は、通勤・通学・買い物等の手軽な手段として、無公害性、経済性等により年々その利用が高まっています。その一方で、これらの自転車が駅周辺の道路や公園等の公共の場所に放置され、歩行者への通行妨害、街の美観が損なわれる等の原因となっています。

このため、市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定するなどして、自転車の放置防止に努めています。



② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

市では、歩車道の分離、自転車専用通行帯、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の設置、放置自転車対策などを行い、安全な道路環境を整備するとともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどにより、交通安全意識の啓発や自転車利用者のマナー向上に努めています。また、駅周辺に自転車駐車場を整備し、放置自転車等の解消を図っています。

令和2年度は、市内幼稚園、保育園を対象に交通安全教室を実施しました。また、放置自転車等の課題、自転車利用の促進、公共交通の機能の補完、地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクル事業の実証実験を民間事業者と共同して実施しています。

(3) 公共交通利用環境の向上

① 鉄道利便性向上

市では、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会を通じて、鉄道事業者に対し、駅における安全性の確保や駅施設のバリアフリー化など、安全で快適に利用できる公共交通の利用環境の向上を図るために要望をしており、令和2年3月14日に朝霞駅のホームドアが供用開始されました。

なお、令和2年度は、鉄道事業者への要望を2回行いました。

② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

市では、交通空白地区の改善を図るために、市内循環バスを運行しています。令和2年度は延べ291,774人の利用がありました。

地域特性に応じた効果的・効率的な地域公共交通の実現を目指し、本市における公共交通空白地区の改善、持続可能な市内循環バスの運行等について関係機関等と協議を重ね、地域公共交通計画を策定しました。

(表紙)



← 朝霞市内循環バス マップ&時刻表は、
朝霞市役所で配布しています。

(路線図みほん)

